

平成29年度荻田町社会福祉協議会事業計画

I 基本的方針

今日、少子高齢社会において、核家族化、単身世帯の増加、地域社会の変容等により家族内や地域内の支える力が弱くなっており、社会的孤立や貧困、格差の問題が顕著になっています。このような中、福祉ニーズは分野を超えて複合的に絡まり、深刻化し、単一の専門サービスではもはや支えられなくなり、新しい支援のあり方が求められています。国は「全世代・全対象型地域包括支援体制」という新しい福祉の提供ビジョンを打ち出し、先行して取り組まれている高齢者を対象にした地域包括ケアシステムの考え方を深化させた、すべての地域住民を丸ごと包含した地域による支え合い体制、いわゆる「共生社会」の構築を推し進めています。

このような状況の中で、求められる新しい社会要請に本会としてどう応えていくのか、持ち得る力量を最大限に発揮して発展的な事業運営を推進しなければなりません。これまでの取組を生かしながら、さらに新しい発想の展開が必要となります。昨年度から取り組んでいる生活支援体制整備事業は、「地域づくり」を目的に地域住民が主体となり、専門機関や多様な主体が参加して「支え合い」を醸成していく事業であります。本会が命題とするコミュニティワークと多くが重なるものであり、本会の機能が十分に生かされる事業でもあります、最重要課題として取り組みます。

また、社会福祉法改正による本会の新体制がスタートし、これまで以上にガバナンスの強化や社会福祉法人としての役割を果たしていかななくてはなりません。特に町内の社会福祉法人間の関係を深め、協働による公益的な事業に取り組む地域貢献をすすめることが期待されており、本会が積極的に連携を図っていきます。

このような考えのもと、本会としては地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関との連携により、第3次地域福祉活動計画の理念である「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて諸事業を展開していきます。

II 重点事業

活動目標「一人ひとりの生活を支える体制づくり」

- ・「生活支援体制整備事業」を通じて地域住民、行政、専門職、団体、企業などの協働の取組による「地域づくり」を推進する
- ・行政との協力による「総合相談体制」づくりの企画検討
- ・職員のスキルアップと処遇改善
- ・成年後見事業の取組強化

- ・小地域福祉活動による個別問題（高齢者、児童、障害者などの制度・サービスにのらない、つながらない狭間の問題、生活困窮、ひきこもりなど孤立の問題、虐待やDVなど）の把握と共有及び支え合い会議（見守り会議）の強化

活動目標「地域を支える人づくり」

- ・福祉教育プログラムの充実及び多様化
- ・ふくしのまちづくり会員、団体会員の加入拡大

活動目標「安心して暮らせる地域づくり」

- ・「第4次地域福祉活動計画」（平成31年度～35年度）策定準備
- ・地域活動の拠点（総合相談、居場所、地域住民の協働活動の場など）としての空き家の活用
- ・社会福祉法人連絡会の組織化と社会貢献活動の具体化
- ・菓子工房 LAPAN 事業の安定化
- ・新体制による「在処よってけばあ」運営の安定化

Ⅲ 具体的活動

1. 地域福祉活動の推進

地域の中で福祉課題を抱える人に寄り添い、その人の暮らしを守るために、住民による支えあいの力が発揮できるよう地域福祉活動を進めていきます。

（1）小地域福祉活動の推進

見守り推進モデル地区での活動を進める事で孤立する人を出さない、つながりの強い地域づくりを目指します。職員は積極的に推進地区の定例会に参加し、地域の気になる人や援助の必要な人の把握に努めネットワークの構築を図ります。

①訪問等見守り活動の推進

ア）推進委員と福祉委員の役割の周知

- ・推進委員証、福祉委員証の配布
- ・活動の手引きの配布

イ）支え合い会議（見守り会議）の推進

- ・個別課題の顕在化やその課題を検討する場にしていく。

ウ）見守りネットワーク協議会の開催

- ・「孤立している人の把握に努めましょう」をテーマに年度当初投げかけ、年度末に報告会を行う

- エ) 見守り活動の各地区の把握と整理
 - ・各地区の情報の把握と活動状況の整理に努める
- ②ふれあいいきいきサロン等交流活動の充実
 - ア) 事例集づくり
 - イ) 娯楽ビデオの購入及び学習会講師リストの充実
- ③社協だよりにおいて取組の紹介
 - ・毎月3地区の取り組みを掲載
 - ・表紙への掲載
- ④研修会等の開催
 - ア) 推進委員・福祉委員向け研修会
 - ・先進地の事例を学ぶ研修会の開催
 - ・各地区にて出向き、体操やレク・福祉に関する学習会の開催
 - イ) 懇談会の開催
 - ・各地区の福祉課題の把握や推進委員会の問題点や課題の明確化
 - ウ) 連絡会の開催
 - ・小地域福祉活動の方向性や目標の提示
- ⑤推進地区の拡大（未実施地区への働きかけ強化）
 - ア) アプローチする地区の明確化
 - ・各ブロックより2地区選定する

（２）福祉教育の推進

住民の福祉意識を高めることにより、住民同士の支え合いの力を育み、偏見や差別のない町づくりを目指します。

①地域福祉セミナーの実施

現代的な福祉課題について、福祉関係者間での共通理解を図ります。

②福祉入門教室の開催

一般住民向けに教室を開催し、福祉の啓発を図ります。

若年層や定年退職者への周知を強化します。

③認知症の啓発及び学習会の実施

認知症啓発冊子の作成や認知症への理解を促進するための学習会を開催します。

（３）福祉教育推進校活動の充実

福祉課題を知り、体の不自由な人たちの体験をすることで、命の大切さを学び、当事者の立場に立って考えることができます。また、今できるボランティアなどを実践できるように支援していきます。

- ①福祉教育プログラム及び福祉教育教本「ともに生きる」の活用
プログラム及び「ともに生きる」を実践しながら内容の充実を図ります。
- ②教職員との話し合いの場の設定
年度当初各学校を訪問し、事前準備の詳細な打合せを行います。
- ③福祉教育活動への支援
福祉教育プログラムを活用し、色々な学習内容を提示します。
- ④サポートボランティアへの支援
ア) サポートボランティア連絡会を開催します。
- ⑤福祉教材、資料の充実と活用
現在ある車いす等の道具とパワーポイント等の資料を活用します。

(4) 徘徊SOSネットワーク活動への協力

荻田町役場に実施主体が移り「荻田町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」となりましたので、社協としてはメール協力員と民生委員の連絡などで積極的に協力します。

- ① ネットワーク協議会への参加
- ② 地域における見守りの強化
- ③ 徘徊模擬訓練への協力
- ④ メール協力員の強化

(5) 障害者団体連絡会活動の支援

障害があっても住み慣れた町で暮らしていけるよう障害者団体連絡会活動と余暇活動を支援していきます。

- ①障害者団体連絡会活動の支援
 - ア) 障害者スポーツ大会の支援
 - イ) 障害者の日行事の支援
 - ウ) 行政との懇談会の支援
 - エ) 学習会の支援

(6) 子育て支援

子育て中の親子が身近な場所で仲間づくりをし、地域で孤立することのないよう、交流の場づくりを進めます。

- ① 子育てネット「にじいろ」の支援
- ② 居場所づくりの研究

(7) 福祉団体の活動支援

福祉団体の活動支援をすすめます。

①福祉団体の活動支援

ア) 福祉団体によりそい、随時活動実体の把握に努める

(8) 有償サービス団体の支援と居場所づくりの研究

住民相互の助け合い活動を支援します

①有償サービスおたすけ“虹の会”の活動支援

ア) 定例会や研修会の支援（都度）

イ) 福祉情報の提供（年2回 研修を実施）

ウ) 有償サービス広報の支援（活動紹介）

②居場所づくり

ア) 空き家の実態把握と、その活用について検討します。

イ) 発達障がいの子をもつ家族の語り場“希色カフェ”の開催
月に1回情報交換の場を開催し、学習会の開催もします。

(9) 山間地の高齢者・障害者の閉じこもり防止

日産自動車より貸与された車両を活用し、中心部への送迎を通し、スーパーなどでの買い物や茶話会等を通じて閉じこもり防止をします。

①利用該当者への周知

②運転ボランティアの確保

(10) 不登校・ひきこもり当事者と家族支援

不登校やひきこもり当事者と家族の集うことが出来る場を設け、学校や教育委員会、保健所やひきこもり地域支援センターとの橋渡し役を担います。

①実態把握に努め、相談状況に応じて対応

②民生委員・児童委員、教育機関、専門機関、医療機関との連携強化

(11) 社協だより手をつなごうの発行

社協事業の広報・啓発のため、月に1回社協だよりを発行します。

（1・2月号は合併号）

①小地域福祉活動の紹介

②ボランティアセンターだより

③その他、社協事業の広報、啓発

④福祉に関する情報提供

(12) ハンディキャブ貸出事業

福祉車両の貸出をすることにより、歩行困難な身体障害者や高齢者へ移動手段を提供し、社会参加などを促進します

(13) 介護家族支援元気回復事業

①元気回復サロン型

ア) 家族のニーズを取り入れた交流会の実施

イ) 要介護者家族に参加を呼びかけ、登録者の確保に努めます。

(14) 配食サービス

①利用者と配達スタッフ、社協とレストランの連絡の方法や配達方法等の改善

(15) 生活支援体制整備事業の推進

多様な主体が生活支援の担い手として社会参加できるよう、また高齢者の介護予防が図れるよう地域作りをすすめます。

ア) 協議体づくり

イ) 研究会の開催

ウ) 地域アセスメントの実施

エ) エリア毎の勉強会の実施

(16) 社会福祉法人地域貢献活動の推進

ア) 協議会の設立と貢献活動の具体的取組

(17) 総合相談体制づくり

福祉相談を総合的に受け止め、解決や支援につなげるよう体制づくりに努めます。

ア) 行政との検討会を通じて、仕組みづくりの検討

イ) 地域の空き家を活用した拠点の活用

(18) 生活困窮者への支援

ア) ふくおかライフレスキュー事業への参加

イ) 困窮世帯（者）の相談支援と他機関との連携

ウ) 子どもの貧困対策会議への参加

(19) 第4次地域福祉活動計画策定の準備

ア) 策定準備チームの設置

2. ボランティアセンター活動の推進

ボランティアセンター活動の充実を目指し、情報の提供やボランティアへ興味をもつきっかけづくりに力を入れます。また、ボランティア活動に関する講座や研修を行うとともに、その資質向上や活動上の課題解決について支援をしていきます。

(1) ボランティアセンター の基本機能の充実

ボランティアの依頼や活動への参加等、ボランティアセンターに様々な求めが

来るよう情報の発信やニーズの掘り起しをしていきます。

① ボランティアセンターの周知

ボランティアセンターを知ってもらうために、周知する機会をつくります。

ア) ボランティアセンターだよりの発行、ホームページや Facebook の更新、パンジープラザ内掲示板の活用

② ボランティア室の活用促進

ア) ボランティア活動者の交流の場となるよう支援する

③ ボランティアニーズの把握

ア) 福祉施設や福祉団体などのニーズを把握

④ ボランティアグループの支援

ア) ボランティア連絡協議会やボランティアグループの支援をします。

(2) ボランティアの養成・研修・顕彰

多様なニーズに応えられるようボランティアの養成をします。また、ボランティアマインドを育むための体験学習や、さらなる活動の充実に向けてボランティア活動者向けの研修などを開催します。

① ボランティアの養成

ア) 手話奉仕員養成講座

イ) G O G O ボランティア養成研修

ウ) セラピューティック養成研修

エ) 福祉教育サポートボランティア養成講座

オ) 運転ボランティア養成講座

② ボランティア体験学習

ア) 夏休み子どもボランティア体験学習

③ ボランティア研修

ア) ボランティアフォローアップ研修

④ ボランティアの顕彰

ア) 社会福祉大会において、長年にわたりボランティアに尽力し、顕著な功績

のあった方に対して顕彰をします。

(3) 福祉避難所設置運営訓練の実施

災害時に迅速に福祉避難所が迅速に立ち上げられるよう設置・運営訓練を町と障害者団体と協働で行います。

①福祉避難所設置運営訓練の実施

3. あんしんセンター活動の推進

支援が必要な方々の増加や生活ニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携を密にしていきます。また成年後見制度の周知を図り、支援体制を整えていきます。

(1) 日常生活自立支援事業の充実

日常生活を営むのに支障がある方に対し、地域で安心して生活ができるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を通して生活支援をします。

(2) 成年後見事業

地域での成年後見制度の周知を図ります。また関係機関と情報の共有を図り、成年後見制度の利用促進に向けて支援体制の推進に努めます。

- ② 制度についての相談、説明会の開催
- ③ 法人後見の受任
- ④ 成年後見等運営委員会の開催
- ⑤ 多職種連携連絡会の開催
- ⑥ 包括支援センター連絡会の開催
- ⑦ 成年後見事業関係機関連絡会の開催

(3) エンディングプラン事業

高齢者が安心して在宅生活を送れるように、事前に預託金を預かり葬儀のサービスや見守りサービス、入退院の支援等を行います。

- ① 終活セミナーの開催

(4) 障害者相談支援事業の充実

障害者が地域で安心して生活ができるように適切な福祉サービスや他機関に結びつけ支援していきます。

- ① 適切なサービス利用計画作成
相談支援専門員として専門的な立場からサービス利用計画の作成を行います。
- ② 荏田町障害者相談支援事業の受託

一般的な障害者相談や京都郡自立支援協議会へ出席します。

③ 職員の資質向上

相談支援専門員の資質向上を図るために研修会に参加します。

(5) 相談窓口の充実

- ① 月 1 回 無料法律相談、身障心配ごと相談
- ② 週 1 回 心配ごと相談
- ③ 年 6 回 相続・成年後見・多重債務相談会

(6) 生活福祉資金の貸付

4. 組織運営・総務業務

(1) 理事会、評議員会、委員会を充実し、ガバナンスの強化に努めます。

①理事会、評議員会の定期的開催

- ・理事会 年 4 回以上
- ・評議員会 年 2 回以上

②委員会活動の充実

地域福祉委員会、財政基盤強化委員会・社会福祉大会実行委員会

(2) 自主財源の確保

①ふくしのまちづくり会員の拡大

- ・団体会員の強化

②常設チャリティバザーなどチャリティ活動の実施

- ・チャリティ演芸会の開催

③まごころ葬祭事業の PR

④ 自動販売機設置

⑤ 郵便切手類販売の PR

(3) 赤い羽根共同募金運動の推進

使途の明確化、周知を図り、拡大につなげます

(4) 社会福祉大会の開催

(5) 計画的な備品整備と保管管理の厳正化

(6) マイナンバーの厳正な管理

(7) 効率的な経費の使用

5. 職員の資質向上

- (1) 新たな制度に関する研修に取り組みます。
- (2) 職員の資質向上をはかるため、各部署において年間計画をたて研修を行います。
- (3) 外部研修への参加

6. ケアプランサービス

介護を必要とする状態になっても自立した在宅生活を送り、人生の最後まで人間として尊厳を全うできるような社会支援の仕組みの確立を目指しています。介護支援サービス機能を担う介護支援専門員は制度運用の要として極めて重要な役割を担っています。適性かつ効果的な介護サービスを提供していく為に介護支援専門員の資質向上を目指していきます。

(1) 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます。

①地域サロンでの業務内容・事業所の特徴説明

地域サロンへ出向き地域住民への介護保険制度・居宅介護支援事業所の役割の周知に努めます。

②社協内各担当者との連携

事業所内他職員と連携を図り、地域のニーズを把握し必要に応じた支援を行います。

③社協広報紙手をつなごうへ広告の掲載

社協広報紙へ広告を掲載し事業所の周知を図ります。

④介護保険申請援助

地域に暮らす要援護者の情報を収集し、介護保険申請などの支援をします。

(2) 自立支援を目標に適切なケアプランの作成

① 利用者の有する能力を活かせる援助

本人 家族の希望を聴視し、アセスメントに基づき専門的な立場からアドバイスをを行い、自立支援に向けた援助を行います。

② 多様な事業所との連携

フォーマル・インフォーマルサービスを問わず多様なサービスを活用し、連携を図り総合的・効果的なサービス提供が行えるように努めます。

③ 公平中立な立場の確保

公平中立な立場でアドバイスを行います。

(3) 特定事業所加算算定事業所としての役割の遂行

① 質の高いケアマネジメントの実施

ケアマネジャーの資質向上に努め質の高いケアマネジメント実践を図ります。

② 地域の介護支援専門員に対するスーパーバイズ機能の強化

主任介護支援専門員間の連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対しバイザー的機能を果たせるよう努めます。

③ 居宅介護支援事業所のネットワーク構築

苅田町介護支援専門員連絡会に参加し、他事業所介護支援専門員との連携を図ります。

苅田町主任ケアマネ会議へ参加し、情報共有を図ります。

(4) 職員の資質向上を図ります。

① 研修会参加

外部研修の情報収集に努め、積極的に研修会に参加します。

社協主催研修会（認知症学習会・福祉教育等）に参加します。

人権擁護に関する学習会に参加します。

京築社会福祉協議会連絡会にて、介護支援専門員の定期的な学習会に参加します。

② 事例検討会開催

自主研修会にて事例検討を実施します。

(5) ケアマネジメントにおいて多職種協働・各関係機関との連携を強化します。

① 地域ケア会議への参加

地域ケア会議へ積極的に参加し、専門職からの視点を参考に様々な社会資源を活用し在宅生活を支援します。

② 様々な社会資源の活用

地域住民による活動・ボランティアなどの情報を収集し連携を図ります。

③ 生活支援コーディネーターとの連携・利用者のニーズ把握・社会資源開発への協力

専門職の立場から、地域住民のニーズ把握・不足している社会資源の状況把握に努めます。

行政と情報共有を図り、住民の支え合いの仕組みづくり・地域づくりの実現に貢献します。

生活支援コーディネーターと連携を図り、地域課題の把握・不足している社会資源の開発に努めます。

④ 包括支援センターとの連携

多くの課題をかかえる家族および虐待が疑われる事例など包括支援センターと連携を図り支援して行きます。

ケース会議へ参加し、情報共有を図り適切な支援が行えるよう努めます。

7. 多機能型事業所 くすの木作業所

サービスの種類 就労継続支援(B型) 生活介護

障害のある人々の自立した生活を目指し、「地域で働きたい」「地域で豊かに暮らしたい」という願いを実現する。

成人期を中心とした障害のある人々の労働と地域生活保障の実現を目指し、労働と日常生活訓練を通して社会参加を積極的に行い将来、個人の自立に向けた事業を推進します。

(1)生産活動

自主生産活動と下請け生産活動の取組みをする

工賃アップを目指す 日給620円

箸班・印刷班・部品班・手芸班の4班に班制度を編成する

従たる事業所 レストラン事業の経営(レストラン班)

菓子工房LAPANの経営(菓子班)

生産力アップが出来る仕事を見つける

① 割り箸の加工作業 安定した受注量

- ・ 割り箸の袋入れ 割り箸の帯び止め
- ・ 婚礼用の袋折り 婚礼用の割り箸入れ
- ・ スプーンとホークの袋入れ

②印刷作業

- ・ 印刷技術の向上を目指す
- ・ 名刺、年賀状、封筒印刷のPRを工夫し受注の安定化に努める
- ・ お菓子販売用の包装紙印刷

③ 部品加工作業

- ・ 電機部品の加工 サージチューブ入れ(コンデンサーの絶縁)

④手芸品・縫製作業

- ・ 第11回記念作品展に向けて作品作りに取り組む
- ・ 新商品の取組み (バッグ) 啓発物品の受注 (布製の小物)
- ・ 縫製技術の向上 (ぬいぐるみ・小物入れ・パッチワーク)

⑤物品販売

- ・ きょうされん物販の取組み (夏・冬) ペットボトルお茶の販売

⑥臨時販売

新浜祭や学校まつり等、地域の行事に参加をします

販売実績の記録

梅干作りと販売 (南高梅30kg・梅50kg漬けます)

(2)パワーアップ生産活動

①レストラン事業の展開

従たる事業所レストラン「夢の木」の経営

平成25年9月～27年9月ヤマト福祉財団「夢へのかけ橋」実践塾指導

毎月の売り上げ目標2,500,000円を目指し、1カ月の工賃を5万円支給する

広告を活用し、売り上げを伸ばす

人件費が支出の3割になるように努力する

原価計算をして、仕入れ値をおさえ、原価を支出の3割になるように努力する

毎日、毎週、毎月の売り上げ管理し、経営委員会を開催する

利用者を育てるための育成計画の作成する

メニュー会議を行います 毎月1回

弁当の販売を強化する

レシピの確立 安定した料理の提供

保健衛生の講習会受講と衛生管理の徹底する

火災防止対策と訓練の実施

②お菓子製造販売

主たる事業所のパワーアップ事業として、焼き菓子、製造の量産と販売の強化に取り組み

利用者の工賃を20,000円支給する

菓子製造販売の安定した需要と供給の確立を目指す

毎月の売り上げ目標500,000円とする

専門スタッフ2名を配置し、技術向上に努める

ヒット商品を考案し、販売強化を目指す

利用者を育て、菓子作りの技術を習得する

基本商品名 クッキー・シホンケーキ・マドレーヌ・スノーボール・エンジェルケーキ

季節限定商品の販売や飽きのこない商品作り

リピーターの顧客を大切にする

販売の拠点、社協窓口・レストラン「夢の木」・福祉会館

販売場所の拡充する JA.スーパーASOU. コンビニ.ルミエール

(3)利用者の募集活動

1日の利用者定員数 30名

特別支援学校の交流と実習生の受け入れ

病院や相談支援センターと情報交換の実施

職員人材育成・資質向上

職員の定着化、育成プログラムの作成をする

- ①きょうされん全国・九州ブロック学習交流会の参加
- ②福岡支部職員学習交流会の参加（8月）
- ③福岡支部実践学習交流会（3月）
- ④県北ブロック職員学習会の参加（2月）
- ⑤県社協主催研修の参加
 - ・社会福祉施設役員研修
 - ・社会福祉施設労務管理研修
- ⑥処遇改善研修の実施 外部研修年4回 内部研修年2回

(4) 日常活動等訓練等の実施

1. 計画的に日常生活における訓練の取り組み

室内清掃 調理実習 洗濯実習 買い物実 生活家電器具の使用実習
施設の宿泊体験（仲間の旅行）公共の宿泊施設の活用
施設の見学・利用体験
地域への外出 火災避難訓練 散髪の支援
三者面談での意見交換

2. 利用者の自治活動

活動の支援と自治活動の組織強化の支援

仲間の自治会 役員会（月1定例化）

仲間の話し合い（月1定例化）

仲間の活動の日（月1定例化）

仲間の旅行実行委員会の設置

仲間の旅行（1泊2日）実行委員会の実施

きょうされん全国 利用者部会の参加

きょうされん福岡支部仲間部会の活動参加

仲間部会の役員会議 仲間の学習交流会実行委員会 年8回

きょうされん県北ブロック仲間の活動

- ・ ブロック仲間会議
- ・ ふうせんバレー大会 6月
- ・ 仲間の交流会 新年食事会 1月
- ・ ブロック仲間の実行委員会の参加 年5回

朝の会・帰りの会の司会進行と記録

生活当番表の作成と実施

今月の仲間の歌

(5)きょうされんの活動参加

- ①支部運営委員会(年4回)
- ② 県北ブロック会議・事務局会議(毎月1回定例)
- ③ 賛助会の加入
- ④ 国会請願書名運動

(6)地域交流活動

交流の取り組みと推進
新浜祭の参加
築城養護学校祭りの参加
くすの木作品展の開催 3月
地域交流餅つき大会の開催
築城養護学校の実習生の受入れ
中学校の職場体験学習の受け入れ
日産労組・エルダークラブとの交流
ライオンズクラブとの交流
日産車体労働組合との交流
文化協会との交流

(6)利用者の健康管理

日頃からの日中生活における健康管理に努める
定期健康健診の実施年2回
医師による健康指導 毎月第1木曜日
看護師による、バイタルチェック(毎週1回)健康診断個人記録の管理
三者面談時における健康の情報交換
当医・服薬の記録管理 病院の医師・専門員との情報交換
通院と薬の受け取りの支援
心のゆとりタイムの実施 仲間の悩み相談日
食後の歯磨きとうがいの実施 昼休み休憩時の軽運動
施設内感染症の予防 (ノロウイルス 新型インフルエンザ)
給食サービスの提供

(7)家族会の活動

行事等を通して利用者の家族間の交流を持つ
夏の家族交流会 冬の家族交流会(新年会)
成人を祝う会

家族懇談会 年4回

親の学習会 年2回

臨時販売の支援

(8) ボランティアの交流

社協ボランティアセンターと連携をとり幅広い支援体制をつくる

障害者の支援ボランティア講座を設ける

行事の支援ボランティアの育成

きょうされん県北ブロック行事の支援

仲間の旅行の支援

仲間行事の移動支援

手芸の指導

作業の支援

臨時販売の支援 (作品展)

地域交流もちつき大会 エルダークラブ、日産九州労働組合の協力

8. 在処によって

在処にて家庭的な雰囲気の中、一人一人の尊厳を大切にし、よりよいサービスを提供することにより、その人らしさが発揮でき、認知症の進行の予防・心身機能の維持向上、引きこもりの解消、介護者の介護負担の軽減を図り在宅での生活を支援します。

- 重点項目
1. 利用者本位のサービス提供
 2. 認知症デイサービスの職員としての専門性・質の向上
 3. 地域交流・認知症理解の推進
 4. ボランティアの充実、受け入れ促進
 5. 家族介護支援、
 6. 外部とのネットワーク
 7. 新体制による運営の安定化

(1) 利用者本位のサービスの提供

- ①利用者の個々の状態に合わせ、意欲の出るような声掛け雰囲気作りをします。
- ②利用者の興味のある事・得意な事を個人・集団レクに取り入れていきます。
- ③利用者の不安や苦痛を受け止め、個々の気持ちに寄り添い支援します。
- ④家庭にいる様な雰囲気を大切に、安全に配慮しながら残存機能の維持・継続が出来る様支援します。

(2) 認知症デイサービスとしての専門性と資質の向上

- ①職員間で情報を共有、意見交換を密にしてチームワークを図り、専門的対応が出来る

るようにします。

- ②認知症介護の専門職としての知識・技術を身につけ研修や資格取得に取り組み、介護の質の向上を図ります。

(3) 地域との交流・認知症理解の推進

- ①地域と交流できる行事を企画し、地域との交流を図ります。
- ②認知症サポーター養成講座を開催し、地域の認知症の理解に繋がっていきます。
- ③地域の方々の認知症に対する問い合わせや相談に随時応じ、相談・訪問しやすい環境作りをします。
- ④地域の方々や各教育機関への働きかけを行い福祉学習等で交流の場を作ります。
(保育所・幼稚園・小中高校など)

(4) ボランティア充実・受け入れ促進

- ①ボランティア担当はボランティアセンターと連携し、随時ボランティア参加を募ります。
- ②ボランティアの充実を図り、継続できるよう受け入れの体制を整えます。

(5) 家族介護支援

- ①送迎時や連絡帳で利用者の様子を伝え意見交換します。また、家族の不安や悩みを相談しやすい環境作りをします。
- ②介護家族の状態に対し、支援が必要な場合は、すみやかに関連機関と連携をとり、支援を行います。
- ③家族の介護負担の軽減の為、介護保険や介護保険外での支援を、家族やケアマネと相談し利用者の状態を確認しながら行います。
- ④家族に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解に繋げる。

(6) 外部とのネットワーク

- ①通所ケアサービス、近隣宅老所連絡会等へ参加します。
合同運動会の開催、研修会へ積極的に参加します。
- ②ケアマネ、支援センター、他施設との連携連絡を密にとり情報収集を行います。
- ③ケアマネ、病院などのパンフレットを配布し、見学や行事の声かけをします。
- ④SOS 徘徊ネットワークへの参加、協力をします。
地域支援の為ネットワークの会員となり、徘徊の方の早期発見に努めます。

(7) 新体制による運営の安定化

- ①職員の異動に伴い、リーダー的職員が不在となり、常勤の選任職員による3人管理体制で経営の安定化を図りたい。合わせてリーダー職の養成にも努めたい。